

## 第5章 整備基本計画

### 5-1 三宅御土居跡

#### 5-1-1 遺構保存に関する計画

三宅御土居跡の遺構には、建物跡、堀跡、区画溝跡等の発掘調査で確認された地下遺構と、地上遺構である土塁がある。地下遺構は、県道整備に伴い一部が既に覆土保存され、平面表示等整備されているが、基本的には整備にあたっては覆土により保存するものとする。地上遺構である土塁は、遺構の保存を兼ねた修復を行う（【5-1-2 遺構の修復に関する計画、P127】参照）。

また、高木を植栽する場合や、復元建物等の整備に際しては、遺構面から十分な保護層や防根シート等を設ける。

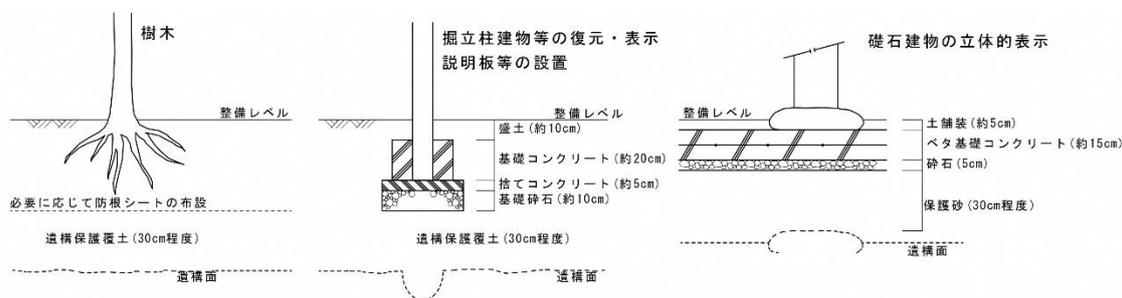


図 5-1 遺構面保護のための盛土の厚さの考え方

#### 5-1-2 遺構の修復に関する計画

三宅御土居跡で修復の対象となるのは、地上遺構の土塁である。未調査のため詳細は不明であるが、盛土によって人工的に造成されたものと推定される。現在、土塁上には樹木や墓地移転後に残された基礎部等の工作物や電柱などがみられるが、土塁全体が遺構であることから、これらの施設は撤去する必要がある。土塁上の樹木も風等により根が揺さぶられ、遺構の破損が進行する恐れがあることから伐採が必要である。土塁は、石垣等の地上遺構に比べて脆弱であるため、これら史跡に関連しない要素の撤去にあたっては土塁遺構を極力損傷しないよう配慮する。これら施設等による破損箇所や土砂の流亡がみられる箇所(図3-23参照、P87・88)については盛土を行うとともに、発掘調査によって原形を確認し、可能な箇所は盛土による修復を行う。また、表土の流出防止のために、シバやササ等の地被類により被覆する。

なお、土塁上の樹木のうち、樹齢600年と推定される西土塁頂部南端

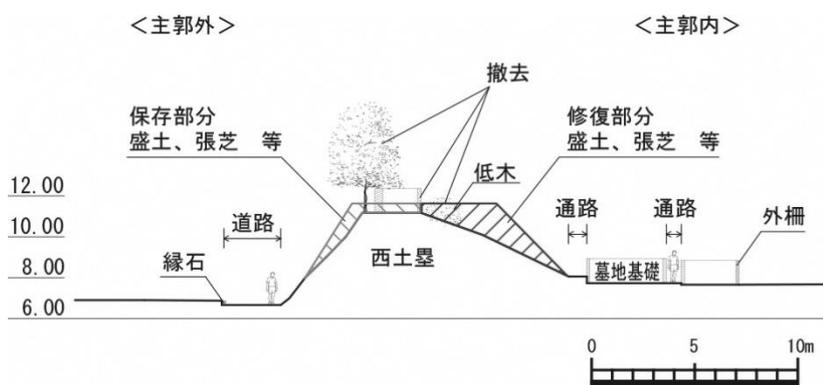


図 5-2 土塁の修復イメージ図(例：西土塁)

に生育するタブノキは、本質的価値を構成する諸要素となっているため現状保存を図る。また、土塁の破損箇所の盛土保存や修復に際しては、生育に影響を及ぼす恐れがある根元付近への盛土は避ける。

### 5-1-3 動線計画

館内は、基本的には見学路等を設定せず自由動線とする(図8-1参照、P162)。ただし、発掘調査によって、主要遺構の配置状況等が判明し、表示・復元等整備を行う際には、本来の出入口を活用するなど、改めて動線を設定する。

なお、公開箇所が県道によって東西に分かれるため、道路の横断については安全に十分配慮する必要がある。

### 5-1-4 地形造成に関する計画

造成は、発掘調査等の成果に基づき、十分な保護層を確保したうえで、中世の地形に復元することを原則とする。

修復を予定する土塁については、裾部への雨水の集中が想定されるため、排水施設を設置する。なお、雨水排水は史跡指定地周辺の雨水排水路を利用するため、これら周辺の排水路との高低差を考慮した整備とする。

主郭部は、遺構面の標高に対応した広場として整備し、西側の一段低い状況や南の土塁なども館築造に際しての造成地形として表現する。基本的には南北を貫く県道に自然にすりつける形として整備地盤の高さを設定するとともに、南土塁の復元は史跡の本質的価値を構成する諸要素のタブノキ等古木の保存を優先して行うものとする。

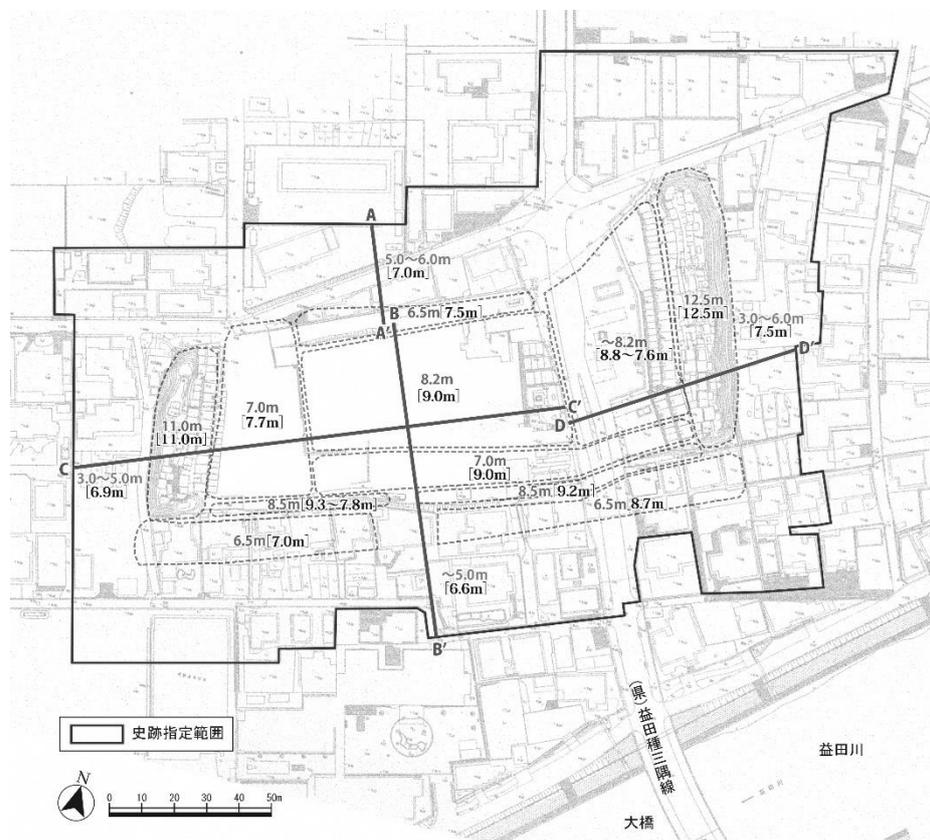


図 5-3 遺構面及び現況の標高値(想定含む) [ ]は現況の標高



### 5-1-5 遺構の表現に関する計画

三宅御土居跡は、県道整備に伴い道路部分及びおどい広場部分において、建物跡や堀跡・帯曲輪跡の平面表示施設と、井戸跡や鍛冶場跡を「井戸屋形」「アズマヤ」として立体表示した施設等が整備されている。

県道益田種三隅線は、将来の道路の変更を前提として地下遺構は道路下に現状保存されている。よって、将来的に道路の付け替え等が行われる際には、館内の全体を面的に整備の対象とする。当面は、これら既整備地は現状の遺構の表現を維持する。

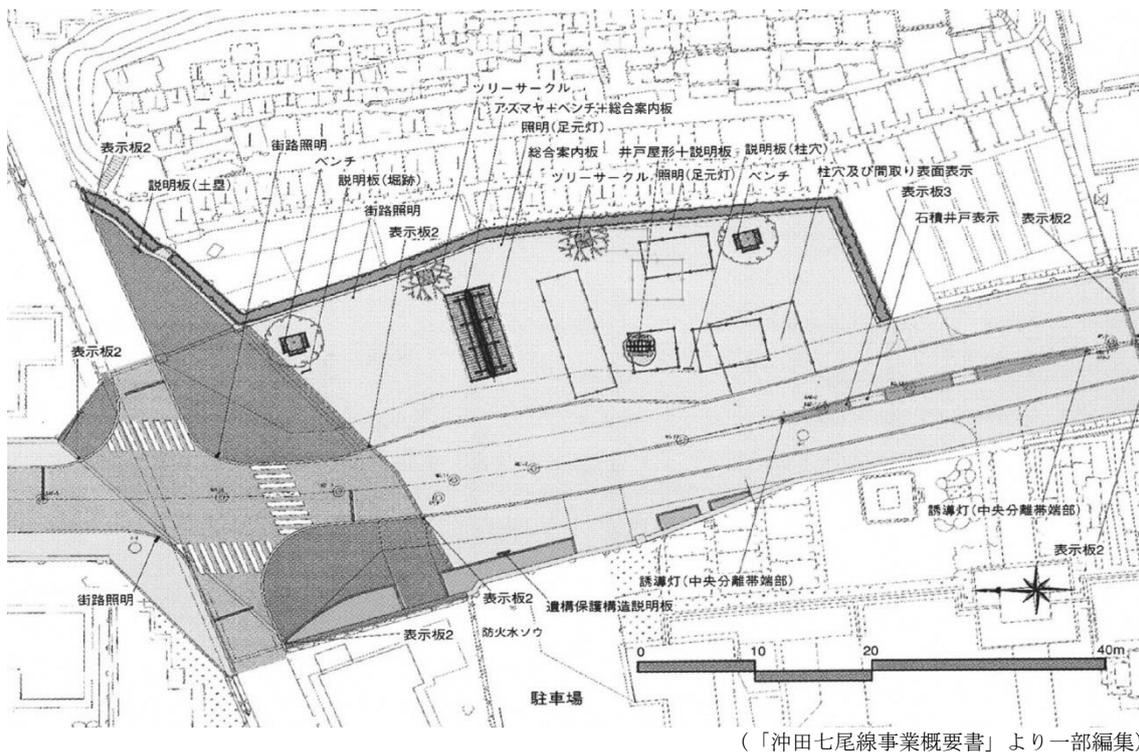


図 5-5 県道益田種三隅線と隣接するおどい広場の遺構の整備状況

一方、道路の西側は面的な発掘調査が行われておらず、遺構の全容は不明であり、主殿等主要遺構も未確認である。このため、現時点では遺構ごとの整備方針については、基本的にとりあげにくい状況にある。

よって、ここでは三宅御土居跡の特徴から、今後検出が期待され、整備が望まれる遺構を想定したうえで、今後の調査の成果に応じて、遺構整備の詳細な検討を行うものとする。

#### <防御施設の整備>

【3-5-2 三宅御土居跡の価値、P78】では、三宅御土居跡の価値を「土塁と堀に囲まれた平地居館」としており、周囲を自然の川と堀で囲み、その内側に土塁を備えて防御している。よって、これら平地居館の防御施設である土塁、堀・川の遺構の表示・復元等整備を行う。

また、館の南側では東西方向の土塁跡が一部確認されている。将来北側からも同様の土塁跡が確認された場合には、四周を土塁によって取り囲まれていたことが視覚的にも理解できるよう、復元等整備を行う。ただし、館の南側は史跡の本質的価値を構成する諸要素の樹木

の保存を優先することとし、現状を維持する。南と北(遺構未検出)の土塁整備に際しては、調査結果を踏まえながら南北の大手と<sup>からめて</sup>搦手の門の復元等整備を検討する。堀を立体的に整備する場合は、橋の復元等整備による動線の再現を図る。

#### <館内施設の整備>

今後の発掘調査において、土塁・柵等の防御施設、主殿や会所等主要建物とこれに伴う広場・庭園等、その他台所、蔵等の遺構が検出された場合は、これら施設の配置状況がわかるように、表示・復元等整備を行う。

特に、益田氏は雪舟との交流や寺社の再興に努めるなど、代々益田の文化興隆に寄与した。加えて、館跡の発掘調査からは、香炉・喫茶専用の天目茶碗や、儀式・宴会に用いられた土師器皿、さらに多種多様な貿易陶磁器も多く出土し、石見国を代表する国人として多くの儀式や活発な交流に携わっていたことがわかる。このような益田氏の高い文化性を象徴する遺構として、儀式や饗宴の場であった主殿・広場、会所・庭園等が確認された場合は、これら中心的な施設の復元等整備を図る。また、建物跡の立体的復元を行う場合は、内部をガイダンス施設等として活用することを検討する。



会所と庭園の復元の一例



堀の復元の一例



主門と土塀の復元の一例



常御殿の立体表示の一例

図5-6 整備事例

(飛騨市：江馬氏城館跡) 飛騨市教育委員会より許可

#### 5-1-6 修景及び植栽に関する計画

修景の対象となるものとしては、植栽や、新たに導入する活用のための施設等が想定される。導入に際しては、中世の居館跡にふさわしい歴史的な雰囲気を出し・再現するよう努め、来訪者のための快適な空間形成を図るものとする。

【5-1-2 遺構の修復に関する計画、P127】で述べているが、現存する遺構の修復のために必要な植栽や、史跡の本質的価値を構成する樹木の保存、遺構の保存のために必要な樹木の伐採についても以下に言及する。

### <歴史的風景の創出、再現>

現在、三宅御土居跡には、土塁及び主郭部の南端に残存する樹齢約300～600年のタブノキ等の樹木以外は、土塁上に後年植栽された樹木と、おどい広場の植栽木がみられる程度である。前者の樹木は、居館が存続していた時期から生育していたとみられるものを含み、存在そのものが歴史的風景を醸し出している。これらについては、本質的価値を構成する諸要素として、定期的な樹木診断に基づき、必要に応じて樹勢回復対策、ロープによる補強等倒木防止策を講じる。また、県道及びおどい広場の取り扱いについての協議が整い、整備の方向性が定まるまでの間は、おどい広場等の植栽木は、剪定等定期的な管理を行い良好な状態を維持する。

整備に伴う新たな植栽は、遺構や遺構面に影響を与えないよう配慮し、修景・緑陰等のための樹木を植栽する。指定地周囲の民家に面する箇所と指定地外との境界には、遮蔽のための植栽を行う。なお、導入する樹木は地域の在来種を基本とし、発掘調査で樹種が同定された場合は植生の復元に努める。

### <既存樹木の取扱い>

史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の樹木は、遺構の破損を進行させる恐れがあることから伐採及び除根を行う。ただし、樹根が遺構内に侵入しているものやその恐れがある場合、除根を避ける。



図 5-7 修景植栽整備計画図

### 5-1-7 案内・解説施設に関する計画

史跡指定地であることを明示するため、史跡の標識、境界標を設置する。

また、居館跡と山城跡の位置関係や周辺関連施設等の分布を示した案内施設を整備する。

整備遺構(東西の土塁・館内入口部・館内建物跡等表示施設)や土塁上の古木には、それぞれ説明板や名称板等を設置する(図8-1参照、P162)。なお、ユニバーサルデザインの志向や多言語化など、来訪者にわかりやすい案内表示等の整備を行うものとする。

また、整備には長期間を要することから、かつての居館の姿を現地で可視体験できるようにAR・VR等を用いたアプリケーションの開発・提供も検討する。さらに、パンフレット類についてもデジタル版を市のホームページでダウンロードできるようにするなど、速やかに広く情報を入手できる手段を用意する。



図 5-8 溝跡と橋の表示施設と遺構説明板  
(藍住町：勝瑞城館跡)



図 5-9 史跡の標識  
(佐野市：唐沢山城跡)



図 5-10 「一乗谷朝倉氏遺跡バーチャルガイド」  
タブレット端末(レンタル)による解説  
(AsukaLab inc. HP より)



バーチャルガイドによる建物復元イメージ

### 5-1-8 便益施設に関する計画

アズマヤやベンチ等の休憩施設、トイレ等の便益施設を適地に整備する。

今後、館内から建物跡が新たに確認された場合は、その遺構の立体表示施設をアズマヤとして活用することも検討する。その他、適宜、転落防止柵、車止め等の安全管理施設を設置する。



図 5-11 遺構の立体表示施設を活用したアズマヤ  
(藍住町：勝瑞城館跡)

### 5-1-9 公開活用及びそのための施設に関する計画

公開活用施設として、学校教育を含む生涯学習、観光等で利用できる遺跡の案内・解説を行うガイダンス施設を、史跡隣接地の適地に整備することが望ましい。

ガイダンス施設は、校外学習等に訪れる小中学校の1クラス(40人程度)を収容することができ、展示を兼ねた学習室や、職員及びガイド等の控室として使用できる事務室等の管理スペース、トイレ等を有する施設とする。

また、今後の発掘調査で建物跡が検出された場合は、遺構の復元施設をガイダンス機能も兼ねた施設として活用することを検討する。

主郭部は張芝や土系舗装等を行い、広場として活用する。

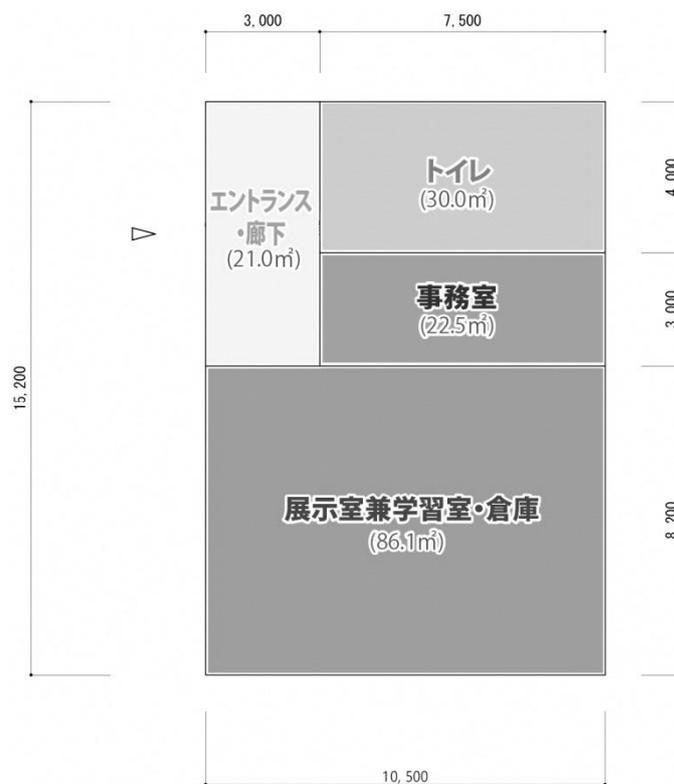


図 5-12 ガイダンス施設の機能配置イメージ



図 5-13 展示イメージ

(写真は益田市立歴史民俗資料館)

## 5-2 七尾城跡

### 5-2-1 遺構保存に関する計画

七尾城跡の地上遺構として確認できるものでは、40余りの曲輪をはじめとして、曲輪に備わる土塁・櫓台、尾根筋を遮断する堀切、斜面に掘られた畝状空堀群、石積みの井戸跡などがある。また、これまでの発掘調査によって本丸からは瓦葺きの櫓門と主殿とみられる建物跡が、二の段からは門跡と築地塀跡、小規模な庭園を備えた会所と常御殿を兼ねた建物跡が、二の段西側の帯曲輪からは倉庫とみられる大型の建物跡などが確認されている。なお、登城道については未確定である。大手として益田川に面して北側に開く谷を登るルートが推定され、城下側の西側には搦手があったと想定されているが、いずれも遺構は確認されていない。

遺構の保存は、地下遺構については現状維持を基本とする。本丸や二の段は遺構面が浅く、これまでの調査で検出された礎石等の一部は、降雨等や調査後の埋め戻しに伴う保護シートの破損により、遺構が一部露出している状態にあるため、盛土等による保存を行う必要がある(盛土の考え方はP127の図5-1に同じ)。遺構面が浅いことから、曲輪に植生する樹木のうち、遺構に影響を及ぼす恐れが少なく緑陰樹となりうる樹木や景観木を除いては、遺構面の保護のために伐採を行う。

曲輪、土塁・櫓台、空堀等の地上遺構は、経年的な盛土の流亡や上部に生育する樹木の根による破損やその恐れがあるため、遺構上の樹木及び近接する樹木は伐採し、盛土による保存や遺構の修復を図る。ただし、広大な城域に数多くの曲輪が分布し、それぞれが土塁等の遺構を伴うため、これら全てについて盛土等の保存措置を講じることは難しい。よって、地上遺構の破損状況等を調査のうえ、保存対策が必要な箇所を抽出して実施することとし、その他は経過観察を行うなどの個別対応を検討する。

### 5-2-2 遺構の修復に関する計画

【5-2-1 遺構保存に関する計画、P135】で示した地上遺構のうち、本丸及び二の段に残る土塁(推定築地含む)と櫓台を修復の対象とする。発掘調査の成果を踏まえ、遺構上の樹木は伐採したうえで盛土による修復を行う。また、表土の流出防止のために、シバやササ等の地被類を植栽し被覆するものとする。

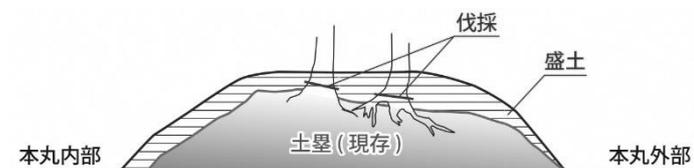


図 5-14 土塁修復イメージ

### 5-2-3 動線計画

現在の七尾城に登る道は、西側斜面の中腹にある住吉神社までの参道と、ここからさらに二の段と本丸に至る見学路が整備されている。遺構としての登城道は未確定だが、現在利用されている道を活用しつつ、歩行の安全性に配慮して、適宜、階段等の設置や堆積土砂の撤去による幅員の確保等を行う。

また、北西方向に延びる尾根上に築かれた曲輪群を経て先端部の尾崎丸へ至る道と、北東の良の出丸へ至る道、本丸南側の堀切を経て畝状空堀群を備えた南側の曲輪へ至る3つの道

について、現在の踏み分け道を利用した見学路で簡易な整備を行う。通路沿いには、円滑な誘導を図るために、適宜、道標を整備し、通行の支障となる樹木は伐採する。

また、大手口と大手道については、計画的に調査を行い、遺構が確認された場合は、遺構面を保存したうえで舗装等により表示整備を行い、見学路として活用する。現時点で大手道は河川沿いから中央の谷あいを通るルートが推定されているが、大雄庵跡からの導入部分となる北向き斜面の取り付け部は非常に危険な現状のため、当面は具体的な整備の検討は見合わせることにする。その他の登城道についても、遺構が確認された場合は安全面を考慮しながら見学路としての活用を検討する。

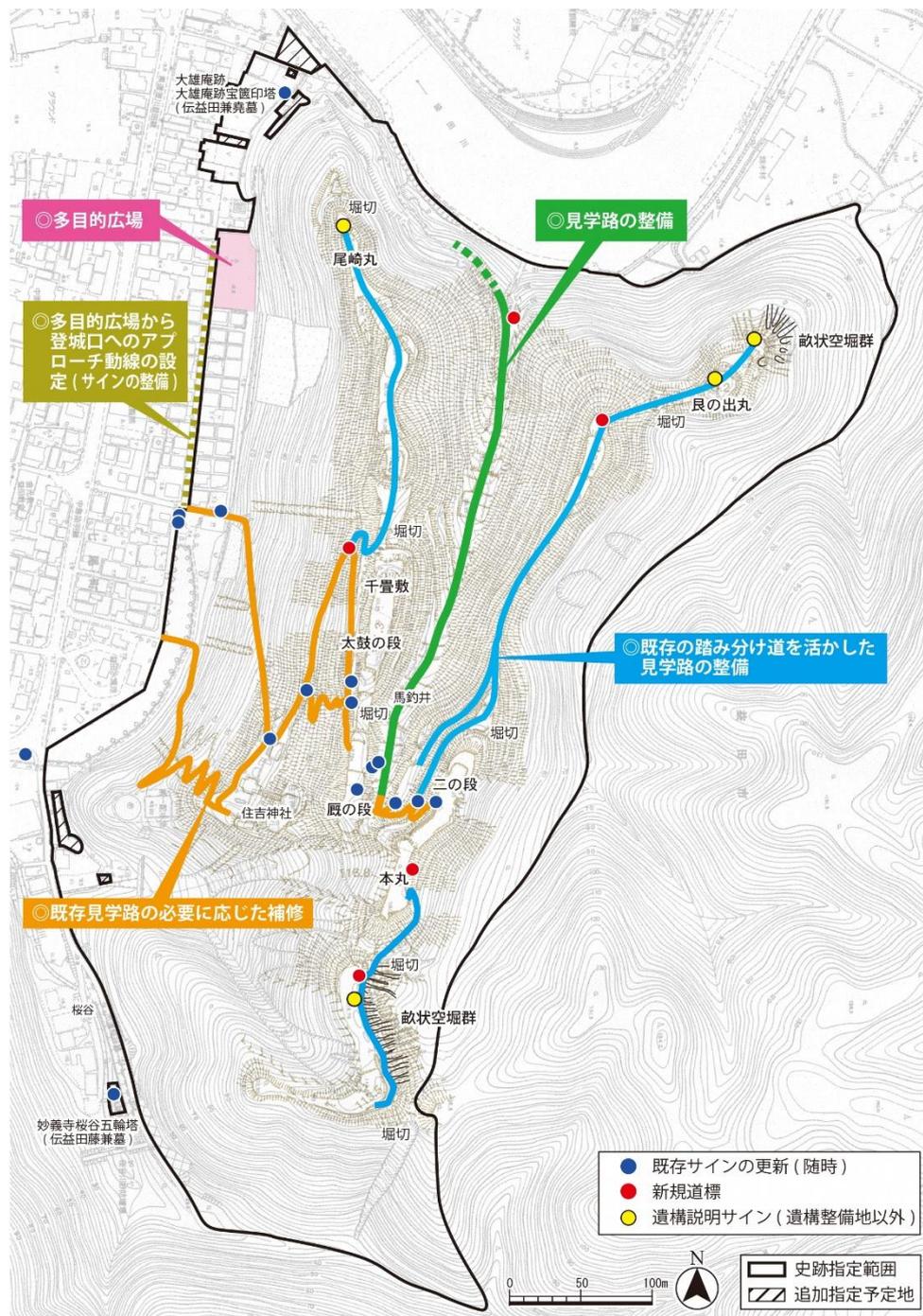


図 5-15 動線整備計画図

#### 5-2-4 地形造成に関する計画

現況地形の保全を原則とする。礎石等の露出遺構の保存や、地下遺構の表示・復元等整備を行う場合は、遺構を保存するために必要に応じて盛土を行うが、大規模な地形の改変を行わないものとする。また、西側の急傾斜地等において、崩落の危険がある箇所については、所管する島根県や所有者と協議・調整し、防災に努める。

#### 5-2-5 遺構の表現に関する計画

【3-5-3 七尾城跡の価値、P78】で、七尾城跡の価値を「領主が居住した戦国時代末期の山城」としており、庭園を備えた礎石建物や瓦葺きの櫓門など、近世城郭への過渡期である織豊期城郭の特徴を示す多くの遺構・遺物が確認されている。また、城下の平野部と日本海を一望できる格好の地に築城されている。

このような特徴的な要素を際立たせる遺構の表現を行うことによって、山城跡の顕在化を図るとともに、眺望の確保等によって、居館(三宅御土居)と対で機能した山城として視覚による一体化を図る。

なお、七尾城跡の城域は広大な範囲に及ぶことから、すべての遺構を整備することは困難である。よって、曲輪等遺構の重要度や残存状況、立地環境、視点場、被視点場等の諸条件と、整備後の管理も考慮して優先順位を定め、以下のような整備を図るものとする。

##### <城主の生活と儀礼の場(本丸及び二の段)の整備>

本丸南端の御殿とみられる建物跡、本丸北端の瓦葺きの櫓門、二の段北端の会所と常御殿を兼ねた建物跡については、平面的な表示整備を行うものとするが、今後の検討によって復元が可能と判断された場合には復元整備を図る。

さらに、二の段で検出された庭園跡の復元等整備と、二の段周縁部の築地又は土塁の修復(復元修理)に伴い、出入口の門の復元等整備を行う。

##### <その他重要遺構の整備>

二の段西側の帯曲輪で確認された大規模な建物は、その位置から防御的な性格を有していたと考えられるが、青磁の香炉や盤などの威信財的な遺物が出土していることから、居住や貯蔵以外の特別な機能を兼ね備えた性格も推定される。よって、その位置や規模がわかるように、遺構の直上において表示整備を行う。また、帯曲輪への通路遺構についても、遺構面を保存したうえで遺構の直上に復元整備し、通路として活用する。

##### <山裾の堀跡推定地の整備>

住宅地となっている七尾城跡の西側山裾の堀跡推定地については、保存管理計画に基づく現状変更の取扱基準による規制を考慮して、今後、公有化を検討するとともに、発掘調査による遺構の解明に努め、舗装等により堀跡を平面的に表現する。

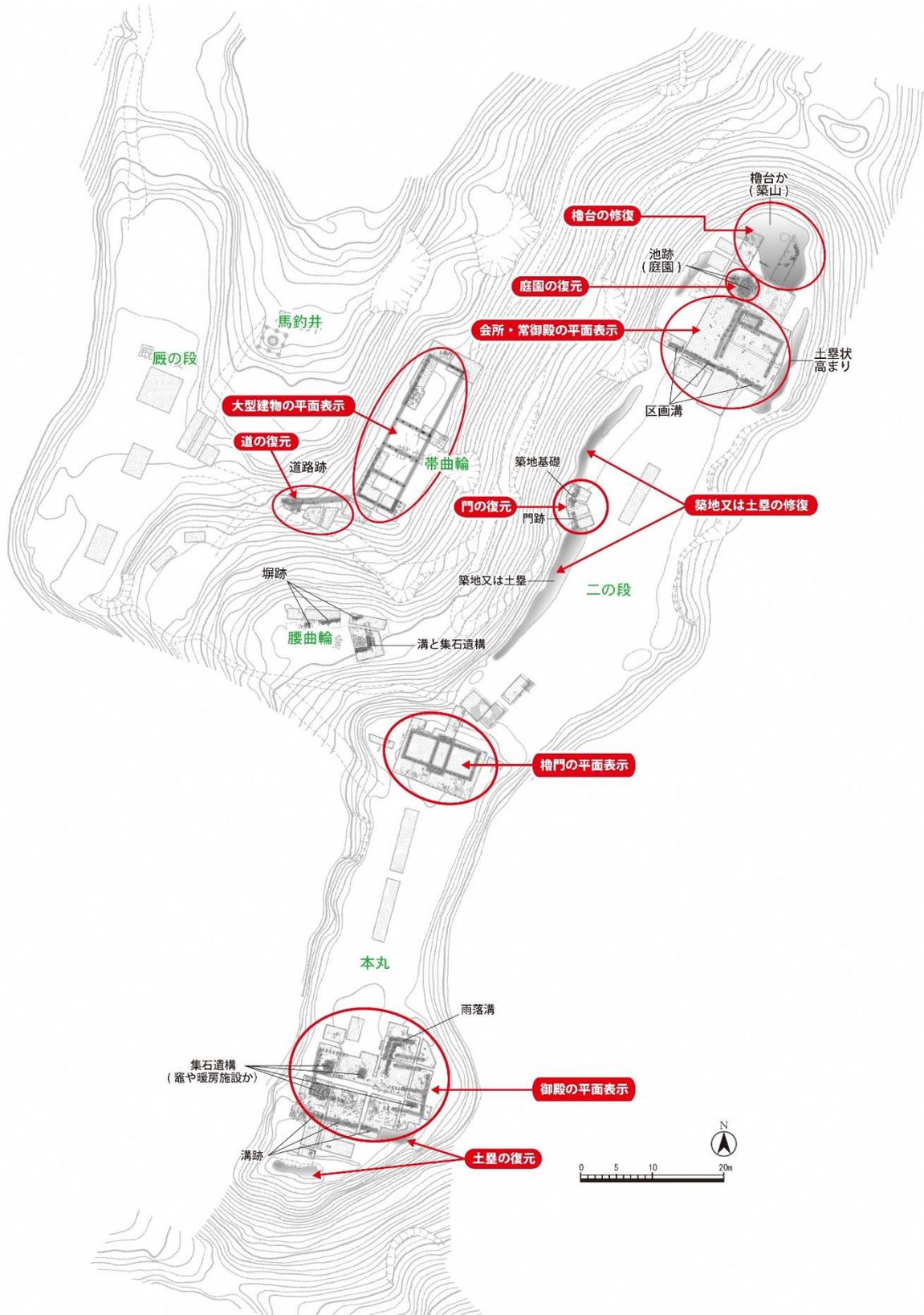


図 5-16 七尾城跡の主要部の整備項目

#### 5-2-6 修景及び植栽に関する計画

修景については、現在の植生状況を勘案しながら、現況林の保全や改良、植栽等によって山城にふさわしい林相を維持・創出し、来訪者のための快適な空間形成を図るものとする。既存施設の更新や、新たに設置する活用のための施設等については、史跡と現地の自然環境と調和したものとなるよう配慮する。

また、【5-2-2 遺構の修復に関する計画、P135】で述べた、現存遺構の修復のために必要な植栽、本質的価値を構成する諸要素に位置づけられる樹木、本質的価値を構成する諸要素以外の樹木、遺構の保存上必要な樹木の伐採について、以下に言及する。

##### <遺構の保護を前提とした自然林の保全>

現在、七尾城跡の大部分は樹林地となっている。このうちスダジイを中心とする自然林(スダジイ-イズセンリョウ亜群集)に区分される植生は、中世以降の植生を継承していると推定され、「史跡益田氏城館跡保存管理計画」では本質的価値を構成する諸要素に位置づけられている。スダジイは希少な自然林であるとともに、一般に林地保全林として土砂の流出防止や、保水力の高い森林として水源涵養機能かんようにも優れていると考えられている。よって、良好な森林環境を維持するために、スダジイ林等自然林の保全を図るものとする。

ただし、曲輪等重要遺構の保護を優先する必要がある。曲輪上の樹木については、原則として貴重種や緑陰等に供する樹木以外は伐採するものとする。また、遺構の顕在化のために曲輪周縁部の樹木も伐採を行い、市街地からの山容及び曲輪の視認と、各曲輪からの眺望を確保する。さらに、見学路の整備にあたっては、中世の道の復元以外は貴重種の樹木の保存に配慮しながら整備を行うものとする。

なお、土地の保全機能の維持の観点から、斜面の樹林については特に優先的に保全するが、山裾の民家等の日常生活に支障となる樹木については伐採する。また、公有地等を中心に、自然林の保全のために、樹木の生長を阻害するツル植物を対象とした定期的なツル切り等も実施する。

##### <その他既存樹木の取扱い>

上記でも言及したが、基本的には曲輪や畝状空堀群といった遺構上の樹木は、遺構の保護と防災を考慮して伐採を行うものとする。特に、築地又は土塁とされる遺構など、地上にわずかにその痕跡を留める地上遺構上の樹木については、遺構の規模に比べて樹木が大きく成長することで遺構の破壊が進行することから、早期に伐採及び除根する。ただし、伐採によって土砂流出の恐れがある場合や、樹根が遺構内に侵入しているもの、その恐れが想定されるものについては、遺構の保護と防災を考慮し、伐採及び除根は避けるものとする。

植栽木のうち、桜は七尾城跡の春を彩り、名所ともなっていることから維持する。本丸の植栽木ツツジについては、整備にあわせて支障となるものは撤去する。

竹林は、手入れをしないと倒竹が多くみられる荒れた林地となる。また、周辺に拡大することから、定期的に伐採し、拡大化を防止する。

中央谷部を中心にみられるスギ・ヒノキの人工林は、今後さらに成長し、巨木化することが予想されるため、伐採等を検討する。

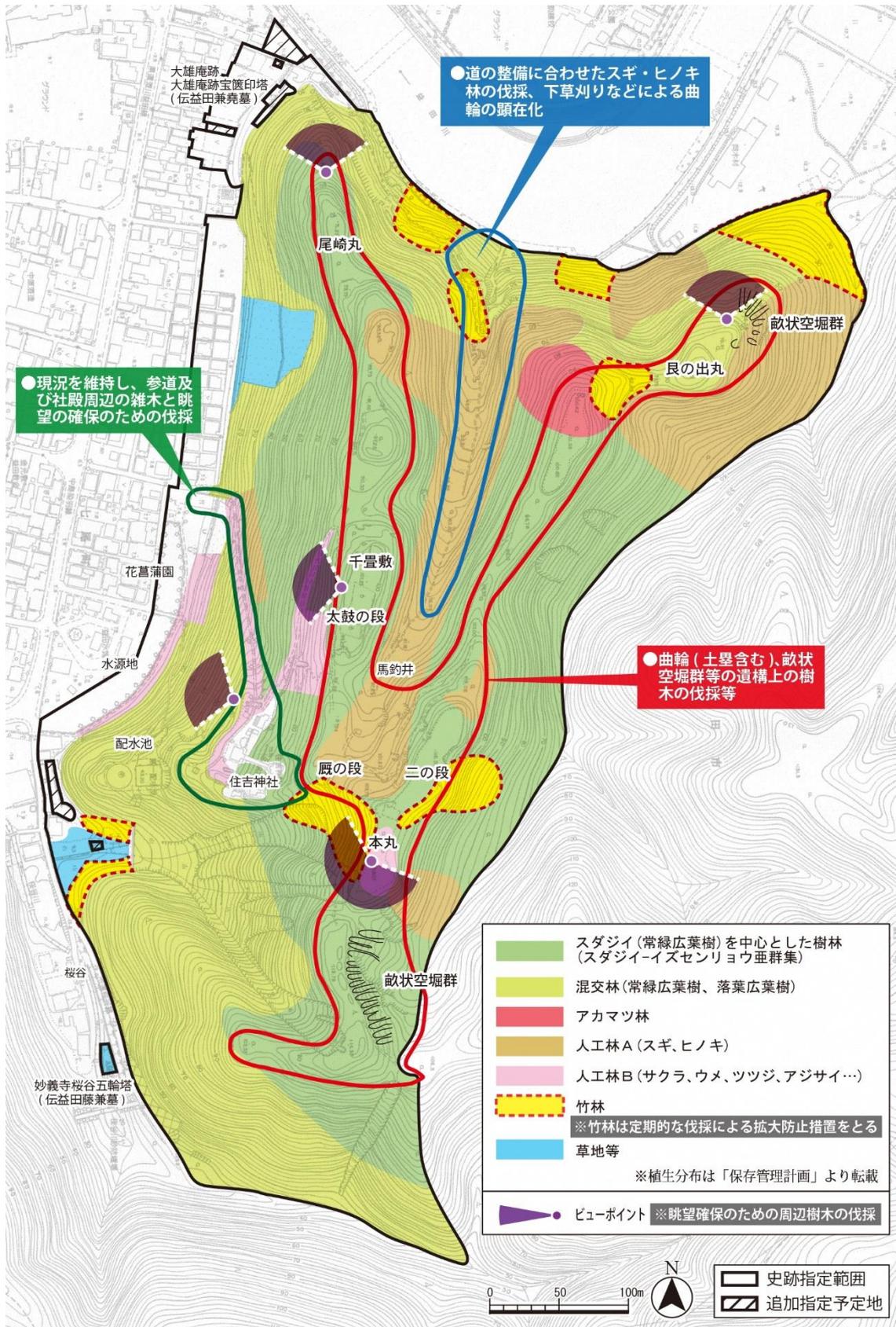


図 5-17 植栽整備方針図

### 5-2-7 案内・解説施設に関する計画

史跡指定地であることを明示するため、保存施設として史跡の標識、境界標を設置する。

また、居館跡と山城跡の位置関係や周辺関連施設等の分布を示した案内施設を整備する。七尾城跡は、登山の起点となる地点に城跡へのルートや曲輪等、山城全体の情報を伝える史跡案内板も設置する。

整備された遺構には、それぞれ説明板や名称板等を設置する。また、連絡道の整備や樹木の伐採等により遺構の顕在化を図る曲輪についても説明板や名称板等を整備する。七尾城跡は眺望に優れることから、ビューポイント(本丸等)にパノラマ解説板等を整備し、城と城下の景観について視覚的に理解できるようにする。なお、ユニバーサルデザインの志向や多言語化など、来訪者にわかりやすい案内表示や地形模型等の整備を行うものとする。

また、AR・VR等を用いたアプリケーションの開発・提供を検討するとともに、居館と山城を含む城下町全体の散策のための情報提供を行う。



図5-18 史跡案内と周辺案内を並べた総合案内板 (熊本市：熊本城跡)



図5-19 ビューポイントに設置されたパノラマ解説板 (大和郡山市：郡山城跡)

### 5-2-8 便益施設に関する計画

七尾城跡は、指定地外の山地から野生動物が侵入し、曲輪等の表土を掘り返すなどの被害が生じている。野生動物の侵入防止柵等を設置して遺構の毀損を防ぐ必要がある。

見学者用の駐車場は、当面は現在駐車場として供している山麓の公有地を活用する。また、アズマヤやベンチ等の休憩施設は、水源地周辺の既存施設を再整備するほか、登山の途中や山頂で休憩できるよう曲輪上に整備するが、必要最小限にとどめる。便益施設であるトイレの整備については、整備の進捗に合わせて検討する。

その他、適宜、見学路沿いの急斜面等の危険箇所については転落防止柵等の安全管理施設を設置する。

なお、七尾城跡の西側斜面は急傾斜地で、昭和58年の山陰豪雨災害に伴い斜面崩落が発生していることから、既設の防災施設の点検や管理について関係機関と連携して対応することとする。

### 5-2-9 公開活用及びそのための施設に関する計画

公開活用施設として、学校教育を含む生涯学習、観光等で利用できる遺跡の案内・解説を行うガイダンス施設を整備することが望ましく、史跡周辺の適地に整備する。

ガイダンス施設は、校外学習等に訪れる小中学校の1クラス(40人程度)の収容が可能な規模とし、説明パネル等を備えたアズマヤとする。

堀跡推定地である水源地とその周辺は公園としての整備が行われ、桜の名所として花見に訪れる人も多い。しかし、公園内の施設は全般に老朽化が進んでいるため、関係課と協議しながら施設の更新、あるいは再整備を検討する必要がある。



図 5-20 ガイダンス施設のイメージ

(益田市：三宅御土居跡)

## 5-3 史跡周辺地域の保存・活用と環境保全に関する計画

### 5-3-1 計画地の面的な環境保全と修景

史跡の周辺地域については、【4-4 計画地のエリア区分とエリア別整備方針、P112】でエリア区分を行い、エリア別整備方針を示している。中世城下町を引き継ぐ「伝統的景観創造エリア」、三宅御土居跡と医光寺の間の益田氏関連の歴史文化が集積する「文化遺産の保存とその環境の保全エリア」の2つに分け、このうち特に「文化遺産の保存とその環境の保全エリア」内にある医光寺、染羽天石勝神社・勝達寺跡、万福寺を「特別整備エリア」として示す。まず、周辺地域全体の環境保全等の考え方を以下に示す。

#### (1) 関係計画と連携した環境保全と形成の検討

史跡の周辺地域は、益田氏城館跡と一体となって中世益田の歴史文化を色濃く残す地域であることから、地域全体の良好な環境の保全と形成を図るものとする。

そのため、関係課と連携して調整を図り、地区の一部を「益田市景観計画」における景観計画重点地区に設定することや、将来、「益田市歴史的風致維持向上計画」を策定し、地区一帯を重点区域に設定するなどが例として考えられる。

#### ○景観計画重点地区

「益田市景観計画」における景観計画重点地区とは、益田らしい良好な景観が色濃く残っている地区であって、良好な景観を重点的かつ計画的に整備する必要がある地区を指定するものであり、指定にあたっては、地域住民等の意見や地域の現状と課題を踏まえた個別の景観形成方針等が必要となる。

現時点では景観計画重点地区に指定された地区はないが、その候補地として、当地域内にある七尾地区の一部、万福寺参道周辺地区、医光寺参道周辺(染羽天石勝神社参道の一部を含む)地区があげられている(参考資料4参照)。これら候補地の選定理由は、点在する史跡を核とした歴史を感じるまち並み景観を有することが根拠となっている。一方、七尾地区の西側に接する本町は、かつて山陰道の宿駅として栄え、今も商家の面影を伝える木造2階建平入の軒を揃えたまち並みが所々に残り、「益田七尾まつり」のルートになるなど地域のシンボリックな街路となっている。この沿道は、建物の建て替えや土地利用の変化等がみられるものの、中世以来の街路を引き継ぐものと考えられ、益田らしい景観の形成や修景が望まれる地という考え方もできる。

しかしながら、史跡周辺地域のほとんどは私有地であることから、景観計画重点地区の指定にあたっては、地域住民等地権者の意向や意見等を踏まえたうえで、望ましい景観のあり方を詳細に検討していく必要があるため、住民等が自ら景観まちづくりを行う団体を組織するなど、行政主導によらない環境を整えて臨むことが肝要である。

## ○歴史的風致維持向上計画重点区域

「歴史的風致維持向上計画」とは、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（愛称：歴史まちづくり法）に基づき、「歴史的風致維持向上計画」を市が策定し、国がこれを認定するというものであるが、益田市ではまだ策定されていない。

重点区域とは、この「歴史的風致維持向上計画」の中で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域として定めるもので、設定要件のひとつに、「重要文化財、史跡名勝などに指定された建造物の用に供される土地及び周辺の土地の区域」があげられ、本計画地はその要件を満たしている区域といえる。

## (2) 想定される益田らしい景観修景や形成のための施策

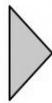
- 住民等による「残したい建造物」の選定などを行う。これらの中から、将来的な策定が検討される「歴史的風致維持向上計画」内で定める「歴史的風致形成建造物」や、「益田市景観計画」に基づく「景観重要建造物」などによる指定も想定される。
- 史跡周辺地域内の公共施設（建築物・工作物等）については、その外観等が地域の景観と調和したものとなるよう配慮することが望ましい。よって、公共施設の景観整備を図る必要があるとされた場合には、「益田市公共施設デザイン検討委員会」に諮り検討する。
- 益田（史跡周辺地域）を特色づける建築物等の形態・意匠・色彩・高さ等の景観形成基準について、住民と行政が協働で検討し、地域住民の合意形成に基づき、計画地の景観形成の将来像を明確化する。
- 「歴史的風致維持向上計画」を策定し、史跡周辺地域を重点区域と定めた上で、「電柱電線類移設や電線地中化」「道路美装化」「案内板の設置」「歴史的建造物のセンター施設等への活用」「住宅等の外観の修景」「公共施設の修景」といった、景観形成等のための支援措置の導入を検討する。

ただし、これらの施策は、地域全体に関わるものであり、文化財保護部局と関係する部局との連携及び住民理解のうえで実施していくこととなるため、今後、関係諸機関との調整を図っていく必要がある。



解説板の設置

図 5-21 無電柱化と道路の美化化の事例



歴史的建造物のセンター施設等への活用

図 5-22 外観の修景の事例

(国土交通省都市局公園緑地・景観課「歴史まちづくり法に基づく5年間の取組み成果」2014を加工して作成)

### 5-3-2 文化財の保存・活用と隣接地の修景

#### (1) 遺跡の保存と周知

計画地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地として、「中世七尾城下町遺跡」がある。これは伝統的景観創造エリアとほぼ重なる範囲で、益田川左岸の七尾城跡山裾の平地一帯にあたる。このほか、中世の遺跡では益田兼堯が隠居後に創建した「大雄庵跡」（妙義寺塔頭）や染羽天石勝神社（旧瀧蔵権現）の別当寺「勝達寺跡」がある。

#### <遺跡の範囲確認調査の推進と遺跡の周知>

- 益田氏城館跡と関連する中世の遺跡は、範囲確認調査等によって範囲と内容を確認し、遺構の保存に努める。
- 中世七尾城下町遺跡は、範囲確認調査を併行させながら、遺跡地図に掲載するなど遺跡の周知を行う。また、開発行為に際しては、必要に応じて発掘調査を行い、重要遺構が検出された場合は、当該計画の変更を求めるなど調整を図り、遺構の保存に努める。

#### <遺跡の保存・活用策の検討>

- 大雄庵の旧境内の一部及び宝篋印塔（伝益田兼堯墓）は、七尾城跡の史跡指定地に含まれている。遺跡の範囲の確定に努めるとともに、益田氏城館跡として追加指定を目指す。
- 勝達寺跡は、隣接する染羽天石勝神社（旧瀧蔵権現）と密接不可分の関係にあった遺跡であり、史料にも登場するなど、古代以来の歴史をもつ寺跡である。染羽天石勝神社には国重要文化財に指定されている本殿が残るほか、境内には御神体とされる岩や池、神楽殿、境内社、石段や参道など、神社を構成する重要な要素がある。これらについては、勝達寺跡と一体的に史跡等の文化財指定を検討するなどの保護策を講じる必要があるが、勝達寺跡については、これまでの調査では寺院の範囲や、明瞭な寺院関連遺構は未確認の状態である。このため、勝達寺跡の寺域の確定に努めるものとする。

## (2) 文化財の保存と活用

以下にとりあげる内容は、各文化財等を所有・管理する主体によって可能な範囲で実施されることが望まれる事項を記載したもので、市は所有者等が円滑に計画や事業を行えるように支援するものとする。

### <指定等文化財の保存管理と活用のための整備>

- 染羽天石勝神社本殿・万福寺本堂・医光寺総門・医光寺中門等の指定及び登録建造物は、保存状況調査等に基づき必要に応じて補修を行い、一定期間毎に計画的な修理等を行うなど、適切に保存管理する。染羽天石勝神社本殿周辺は樹木が近接していることから、これら周辺樹木の倒木防止策等の防災対策や、小動物の進入防止対策も検討する。七尾城の大手門と伝わる医光寺総門は、修理等に際して年代調査を行うなど、七尾城との関連を明らかにする。
- 観光資源としても活用されている医光寺庭園・万福寺庭園は、庭園を構成する要素の日常的・定期的な維持管理により国史跡及び名勝庭園としての価値の維持を図る。庭園内の植物については、経年的に変化する要素であり、その取扱い等を示した保存管理方針等の策定を検討する。指定範囲に含まれる書院等の建物は作庭当時のものではないが、庭園の視点場としてだけでなく、庭景を構成する重要な歴史的建造物として維持し、必要に応じて修理等を行う。

### <文化財と一体的な周辺環境の整備>

- 医光寺、染羽天石勝神社・勝達寺跡、万福寺については、計画地のエリア区分で特別整備エリアとして位置づけられている。中核的な文化財等が集中する地として、所有者の同意と協力のもとに境内及び周辺環境の環境保全に努める。
- 染羽天石勝神社の境内及び勝達寺跡の土地を文化財指定等により保護し、神社を構成する主要な要素である歴史的建造物や池等の修復、説明板の設置等、整備・活用を図る。鳥居がある東側の参道は、周辺施設の遮蔽対策や参道的美装化等により境内域の顕在化を図る。
- 万福寺は庭園及び本堂をはじめとして多くの寺宝を有する寺であり、その豊かな歴史と文化にふさわしい寺観の維持に努める。万福寺椎山墓地五輪塔(伝益田兼見墓)がある椎山墓地一帯は、宗教施設以外の施設や擁壁等の構造物が目立つため、緑化等による遮蔽を兼ねた修景を図る。
- 医光寺総門(伝七尾城大手門)から中門までの間の境内景観の修景と、境内域の明示を図る。
- 妙義寺は境内が県史跡七尾城の附指定であり、裏山のシイ林は市の天然記念物に指定されるなど良好な境内景観を有していることから、その保全に努める。江戸期の太鼓橋(石橋)等がある参道と山門の間が県道で分断されているため、サイン等の整備を図る。

### (3) 史跡及び周辺地域のビジターセンター(ガイダンス施設)の設定

益田市では、市の歴史や文化に関する中核的施設である歴史系博物館の整備を長期的に計画している。また、中期的には上記の中核的施設のサテライトに位置付けられるガイダンス施設を、三宅御土居跡、七尾城跡の周辺地にそれぞれ整備する計画である。こうした中において、未整備期間においても史跡のガイダンスを行う必要があることから、当面の整備として仮設ガイダンス施設を設置する計画であるが、現状の中核的施設に相当する「益田市立歴史民俗資料館」とは引き続き連携を図るものとする。

なお、資料館では、益田氏城館跡や中須東原遺跡の展示解説を行っているが、施設の規模や老朽化等に課題があり、平成28(2016)年策定の「益田市公共施設等総合管理計画」において、益田市立歴史民俗資料館を含む博物館等については、「機能の集約や統廃合を検討する」とされている。よって、整理されるまでの間は、関係課と調整のうえ、連携を図るものとするが、検討結果によっては、改めて中核的施設を検討する必要がある。

また、資料館と益田氏城館跡等周辺の関連文化財を結ぶ周遊路は、近世の往還道等を利用しつつ設定し、サインを整備するなどして密接に結びついた有機的ネットワーク化を図る。



図 5-23 益田市立歴史民俗資料館外観



図 5-24 展示室の状況





#### 5-4 地域全体における関連文化財等との有機的な整備・活用に関する計画

ここでは、関連文化財として、中世の歴史文化の有機的な整備・活用について取り上げる。

益田氏城館跡に関連する文化財等は、市域全域にわたってみられるが、益田市域を流れる高津川・益田川の流域に沿って主に分布している。これら関連文化財等の分布は、【2-2-3 益田氏城館跡に関わる歴史文化、P27】で述べた通り、大きくは「七尾城下町と周辺域」、「高津川・益田川河口域中世ゾーン」、「高津川・益田川上流域中世ゾーン」に分けられる。

「高津川・益田川河口域中世ゾーン」は、「雪舟山水郷・舟着場」、「交流と交易」の2つの地区に分けられる。これらに「七尾城下町と周辺域」を加えた3つの地区は、約4km圏内にあり、周遊は比較的容易である。よって、かつての重要な移動手段であった益田川沿いの道路等を利用して、これらの地区を結ぶネットワークルートを設定し、各地区の主要地点にエリア案内板を配置する。同時に益田氏や雪舟などのテーマごとに、中世益田を重層的に理解できるルートづくりを検討する。さらに、各地にある既存の資料館等の公共施設が益田氏関連文化財群の案内施設(ガイダンス)としての機能を担い、情報提供を行うものとする。

「高津川・益田川上流域中世ゾーン」についても、基本的にゾーン内の公共施設等で情報を提供するほか、関連する文化財等を巡るルートを検討する。

また、各ゾーン内に点在する関連文化財について、例えば「交易品としての鉱物資源と木材資源」などテーマを絞った見学会等のイベントや講座を開催するとともに、写真展など現地見学以外でも様々な手段により周知を行うものとする。

特に、歴史民俗資料館や雪舟の郷記念館では、すでにこのような取り組みを行っており、これらのイベントと連携しつつ実施する。



図5-26 市内の指定文化財を紹介する写真展の例(益田市立歴史民俗資料館特別展)



図5-27 益田川上流の仙道地域中世遺跡群のウォーキングイベントの例(益田市立歴史民俗資料館主催)

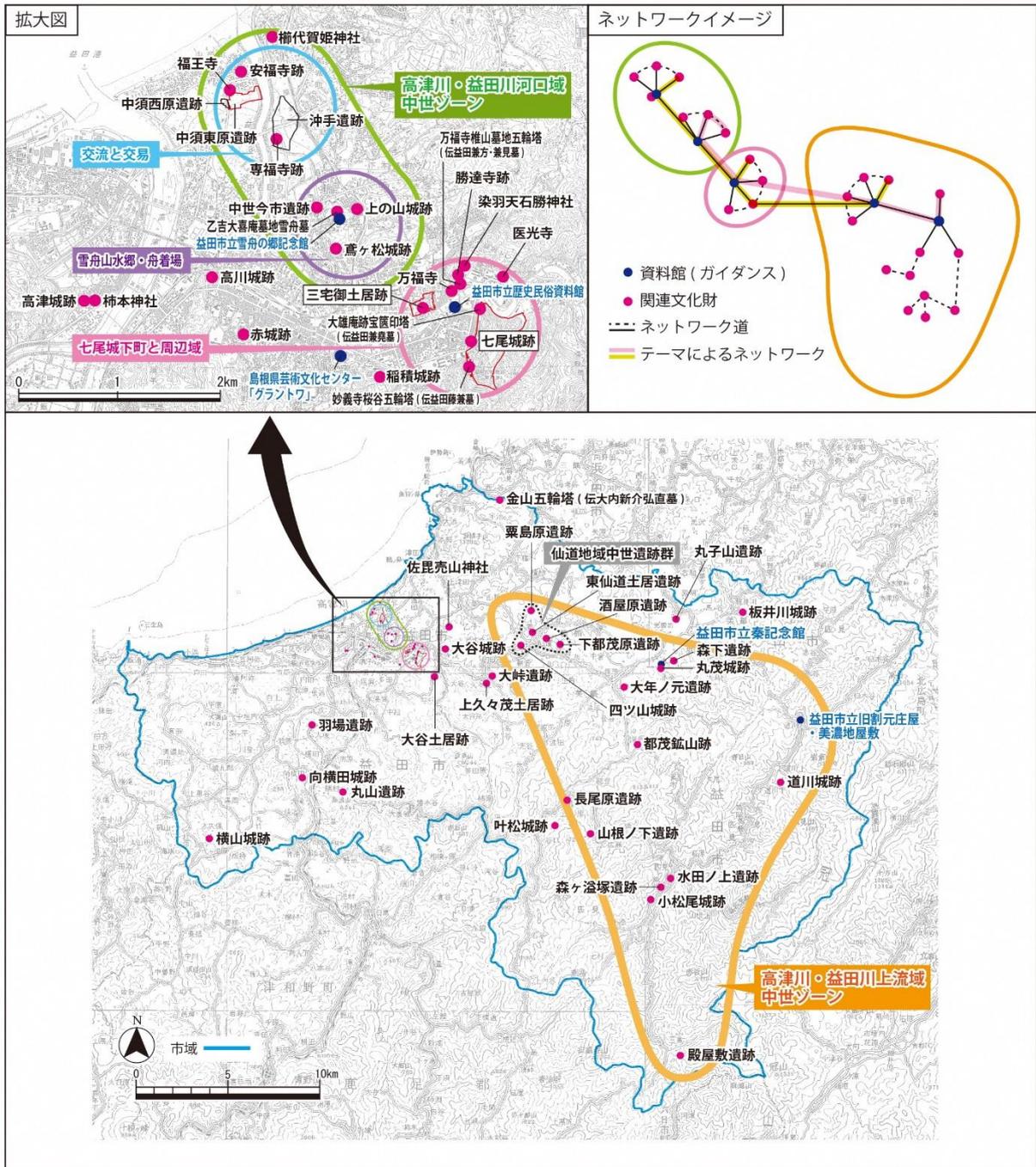


図 5-28 地域全体における関連文化財等の有機的なネットワークイメージ

## 5-5 整備事業に必要となる調査等に関する計画

整備事業にあたっては、整備に先行して遺構の内容・規模等を把握するための発掘調査等を行う。第1期事業では、三宅御土居跡における東西の土塁の発掘調査及び七尾城跡における曲輪等遺構の詳細分布調査を行う。また、益田氏及び中世益田に関する資料の収集と調査、設計等に必要となる測量調査、七尾城跡における動植物調査等、その他調査を計画的に実施する。

第2期事業以降は、三宅御土居跡は帯曲輪ゾーン・堀跡ゾーンの内容確認調査を行い、七尾城跡は、空堀や尾根上の曲輪(尾崎丸、良の出丸等)、大手推定地の遺構の範囲や尾根上の曲輪を結ぶ通路等を確認するための内容確認調査を、優先度に応じて順次実施する。

表 5-1 調査等に関する計画

事業期間	各種調査			
	発掘調査		文献史料調査	その他
	三宅御土居跡	七尾城跡		
第1期 (2019～ 2024)	東西の土塁の修復方法を検討するための調査	城域全体を対象とした曲輪等遺構の詳細分布調査	市内外に存在する益田氏及び中世益田に関する資料の収集・調査等	【測量調査】 設計等に必要となる測量調査の実施  【動植物調査】 七尾城跡の整備に先立ち、「環境省レッドリスト」、「しまねレッドデータブック」に記載されている動植物の確認
第2期 (2025～ 2033)	帯曲輪・堀跡ゾーンの内容確認調査	通路や大手道等の遺構の規模や内容を明らかにするための内容確認調査		
第3期 (2034～)	↓	↓		